

事案発生日	令和7年12月18日（判明日）	
事業者名	有明海自動車航送船組合	
発出日	令和8年6月19日	
法令違反等の概要	<p>令和7年12月、年末年始の輸送等に関する安全総点検の立入検査で、有明海自動車航送船組合が経営する一般旅客定期航路事業にて運航する「有明みらい」及び「有明きぼう」の両船において、火災警報装置に不具合が生じているにもかかわらず、不具合原因の特定や修理等を行わないまま、同装置の電源を断続的に切る、又は電源を切った状態のまま、営業運航を継続していた事実が判明した。</p> <p>これを受け、海上運送法に基づく立入検査を実施したところ、上記のとおり火災警報装置の不適切な運用が行われていたこと、さらに、経営トップ、安全統括管理者及び運航管理者が、安全管理規程の遵守を徹底していなかったことなど、安全管理規程違反が確認された。</p>	
命令の内容	<p>令和8年7月21日までに以下の是正措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、組合全体で安全最優先の原則の徹底を浸透させるため主体的に関与し、安全管理体制を適切に運営すること。 2. 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船内設備の不具合に対する即時の措置や陸上管理部門及び船舶の適切な情報伝達等、安全最優先の原則を組合内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 3. 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。 4. 運航管理者は、安全管理規程第21条に基づき、船舶の安全性を検討の上、運航計画を作成または改定すること。 5. 船長は、安全管理規程第40条に基づき、船内設備の異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じること。 	
	当該違反により付された違反点数	16点
	当該事業者に付された累積違反点数	16点